

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	標津町

## 標津町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 標津町役場農林課林政・自然環境係  
所在地 北海道標津郡標津町北2条西1丁目  
1番3号  
電話番号 0153-82-2131  
FAX番号 0153-82-1787  
メールアドレス [rinmu@town.shibetsu.lg.jp](mailto:rinmu@town.shibetsu.lg.jp)  
[rinmu@shibetsutown.jp](mailto:rinmu@shibetsutown.jp)

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、ハシブトカラス・ハシボソカラス、ドバト・キジバト、野犬、トド、アザラシ類、オオセグロカモメ、アメリカミンク、アライグマ、エゾタヌキ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	標津町内全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	人の生活圏周辺での出没	被害額 不明
	人畜被害発生への懸念	出没件数 114件
	牧草	被害額 6,340千円 被害面積 91ha
エゾシカ	交通障害	被害額 不明 被害件数 1件
	森林	被害額 不明 被害面積 正確な被害面積については不明だが、殆どの植林地においては被害が甚大。
キツネ	農業・生活環境被害	被害額 不明
	感染症等への懸念	被害件数 13件
ハシブトカラス	農業・生活環境被害	被害額 不明
ハシボソカラス	伝染病等への懸念	被害件数 169件
ドバト	農業・生活環境被害	被害額 不明
キジバト	伝染病等への懸念	被害件数 11件
野犬	農業・生活環境被害	被害額 不明
	伝染病等への懸念	被害件数 11件
トド、アザラシ類	漁業（直接・間接）被害	間接被害額 65,300千円 直接被害額 38,195千円
オオセグロカモメ	市場や加工場等での糞害 ふ化場における稚魚被害	被害額 不明 被害量 不明
アメリカミンク	特定外来生物	被害額 不明 被害量 不明

アライグマ	特定外来生物	被害額 被害量	不明 不明
エゾタヌキ	農業・生活環境被害	被害額 被害量	不明 不明

## (2) 被害の傾向

ヒグマ	<p>生息数は不明だが、市街地周辺での出没が増加しており、人家付近での出没事例も増加している。</p> <p>平成20年度には、町内において47年ぶりとなるヒグマによる人身事故が発生しており、住民のヒグマの人間周辺での出没に対する不安が増加している。</p> <p>また、海岸に漂着した海獣の死骸にヒグマが誘引される事例が増加しており、周辺住民との軋轢の発生が懸念される。</p> <p>さらに、町内ではデントコーンを作付する農家が徐々に増える一方で、ヒグマによるデントコーン被害も増加しており、デントコーン畠周辺でのヒグマの目撃数も増加している。</p>
エゾシカ	<p>エゾシカ個体数増加による農業被害を起因とする諸問題に対応するため、平成23年度頃から町内のエゾシカ駆除を推進している。個体数は徐々に減少していると思われるが、一方で警戒心の高い個体も増加しており、捕獲が困難となってきている。</p> <p>また、標津町におけるエゾシカの季節移動の特徴として、釧根平野の各越冬地から、春から秋にかけ標津町に移動してきて、その間に産や繁殖を行った後、各越冬地に戻ることが様々な調査研究活動により徐々に分かりつつある。こうした季節移動が行われる時期に、町内の農林業被害の多くも発生している。</p> <p>さらに、ここ数年で野付半島を越冬地とする個体が増加しており、野付半島におけるエゾカンゾウ等の被害も確認されていることからも新たな被害の拡大が懸念される。</p>

キツネ	<p>生息数は不明だが、家畜に被害をもたらす個体も少なくなく、出産間もない仔牛や病弱な牛を襲うなどの被害が出ている。</p> <p>また、人家周辺や軒下などに巣穴を造り繁殖する個体もあり、市街地におけるキツネが感染症の発生につながるのではといった不安を招いている。</p>
ハシブトカラス ハシボソカラス	<p>生息数は不明だが、繁殖期における住民生活への被害も多くあり、子供や高齢者が被害を受ける事例も多々発生している。また、カラスによる家畜の被害や糞等による環境悪化や伝染病の発生が懸念される。</p> <p>さらに、市街地や人家周辺では捕獲方法も制限されるため、対応に苦慮している。</p>
ドバト キジバト	生息数は不明だが、糞等による環境悪化や伝染病の発生が懸念される。
野犬	生息数は不明だが、家畜に被害をもたらす個体も少なくなく、出産間もない仔牛や病弱な牛を襲うなどの被害が出ている。また、市街地付近でも子供や高齢者が野犬に追いかけられ、転倒するなどの事例も発生している。
トド、アザラシ類	生息数は不明だが、近年11月頃から6月頃にかけ定置網漁や刺網漁等における漁業被害が発生し、その被害額は増加している。
オオセグロカモメ	<p>町内の海岸線付近を中心に生息しており、市場や加工場において糞や営巣などの環境悪化を招いている。</p> <p>また、サケマスふ化場における放流前の稚魚の食害被害も僅かながら発生している。</p>
アメリカミンク	生息数は不明だが、サケマス捕獲場などで被害の発生が懸念される。
アライグマ	令和2年度に町内で初めて捕獲された。生息数は不明だが、生息数の増加や農業被等の発生が懸念される。
エゾタヌキ	生息数は不明だが、酪農飼料の被害や伝染病の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
ヒグマによる人身事故	0件	0件
ヒグマによる農業被害	不明	被害の減少に努める
エゾシカによる農業被害	6,340千円 180ha	5,706千円 152ha
エゾシカによる交通障害	1件	被害の減少に努める
エゾシカによる森林被害	不明	被害の減少に努める
キツネ	13件	被害の減少に努める
ハシブトカラス ハシボソカラス	169件	被害の減少に努める
ドバト キジバト	11件	被害の減少に努める
野犬	11件	被害の減少に努める
トド、アザラシ類	100,638円 210t	被害の減少に努める
オオセグロカモメ	不明	被害の減少に努める
アメリカミンク	不明	被害の減少に努める
アライグマ	不明	被害の減少に努める
エゾタヌキ	不明	被害の減少に努める

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する取 組	<p>《ヒグマ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報による周知や講演会の開催等による町民への軋轢防止のため普及啓発活動。</li> <li>・出没時における現場確認及び可能な限りでの出没個体の識別等により状況把握。</li> <li>・北海道ヒグマ管理計画及び知床半島ヒグマ管理計画に準じ、追払い対応や銃猟及びはこ罠による問題個体の適切な駆除。</li> </ul>	<p>《ヒグマ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人家や農業施設周辺での出没増加による人畜被害発生への懸念。</li> <li>・若手ハンターの減少による捕獲の担い手不足に対する懸念。</li> <li>・デントコーンの食害被害の増加。</li> </ul>
	<p>《エゾシカ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃猟による捕獲。 (4月～10月)</li> <li>・くくりわなによる捕獲。 (適時)</li> <li>・麻酔薬によるアーバンディア捕獲。 (適時)</li> </ul>	<p>《エゾシカ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲圧の増加によるスマートディアの増加や広大な牧草地に出現する個体の長距離射撃など、高度な捕獲技術を要する場面の増加による捕獲数の低下。</li> <li>・若手ハンターの減少による捕獲の担い手不足に対する懸念。</li> <li>・市街地における家庭菜園や庭木の食害被害。</li> <li>・銃猟以外の捕獲方法の検討。</li> </ul>
捕獲等に 関する取 組	<p>《キツネ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆竹等による追い払い。</li> <li>・銃猟における捕獲。</li> </ul>	<p>《キツネ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数が不明であり、具体的な対策に苦慮している。</li> <li>・被害の発生しうる場所への侵入防除対策などの推進。</li> <li>・キツネはエキノコックス感染症の原因とも示唆されることから、感染症対策に苦慮している。</li> </ul>
	<p>《ハシブトカラス・ハシボソカラス》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖期における営巣撤去。</li> </ul>	<p>《ハシブトカラス・ハシボソカラス》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃猟以外の捕獲方法検討。</li> </ul>

	<p>(銃猟、手取り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃猟による捕獲（通年）。</li> <li>・侵入防止ネット等の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地等では、手取りによる営巣の撤去を行っており、樹高の高い場所や枝先等に営巣したときなどは、撤去できないことが多い。</li> </ul>
	<p>《ドバト・キジバト》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃猟による捕獲。</li> <li>・侵入防止ネット等の設置。</li> </ul>	<p>《ドバト・キジバト》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人家や牛舎付近に生息している場合があり、捕獲方法が制限される。</li> <li>・人為的に放鳥された個体も確認される。</li> </ul>
	<p>《野犬》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆竹等による追い払い。</li> <li>・銃猟による捕獲。</li> </ul>	<p>《野犬》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜犬の放し飼いや捨て犬などが野犬化する場合や、こうした個体による畜犬への繁殖も確認される。</li> <li>・不適切な飼育を行う所有者への指導方法や指導に従わない者への対応に苦慮している。</li> </ul>
	<p>《トド、アザラシ類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業被害調査。</li> <li>・12月～3月にかけ追払い対応等の実施。</li> </ul>	<p>《トド、アザラシ類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トドにおいては、捕獲枠が制限されるため、対応に苦慮している。</li> <li>・近年の調査活動等で根室海峡のトド、アザラシが北方領土との行き来が確認されるなど、国際的な問題もあり、自治体だけの対応は困難。</li> </ul>
	<p>《オオセグロカモメ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止ネットの設置。</li> </ul>	<p>《オオセグロカモメ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個体数の多さから糞による環境悪化被害の減少にはつながらない。</li> </ul>
	<p>《アメリカミンク》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況調査（聞き取り）</li> </ul>	<p>《アメリカミンク》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数の増加による被害発生が懸念される。</li> </ul>
	<p>《アライグマ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況調査（聞き取り）</li> <li>・有害駆除</li> </ul>	<p>《アライグマ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数の増加による被害発生が懸念される。</li> </ul>

	<p><b>《エゾタヌキ》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況調査（聞き取り）</li> <li>・有害駆除</li> </ul>	<p><b>《エゾタヌキ》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数の増加による被害発生が懸念される。</li> </ul>
<b>防護柵の設置等に関する取組</b>	<p><b>《エゾシカ》</b></p> <p>植林地等における侵入防止柵等の設置。</p>	<p><b>《エゾシカ》</b></p> <p>侵入防止柵・忌避剤等による防除対策方法の検討。</p>

## (5) 今後の取組方針

### 《基本理念》

標津町では、平成21年度からスタートした町内の野生鳥獣管理体制の再構築を柱とした標津アニマル・プロジェクトⅡ事業を中心とし、町内外の関係者とともに野生鳥獣管理対策を推進する。

### 《ヒグマ》

人畜被害を及ぼした個体や市街地及び人家周辺に繰り返し出没する個体など、問題のある個体については捕獲していくこととし、それ以外の個体については、追い払いやパトロールの実施といった対策を実施していく。また、北海道ヒグマ管理計画及び知床半島ヒグマ管理計画を活用し、町内外の関係者と連携して標津町におけるヒグマ対策を推進していく。

### 《エゾシカ》

銃猟による有害捕獲を継続していくとともに、くくりわなを始めとする新たな捕獲方法の検討を推進する。

また、町内におけるエゾシカ個体数調査や新たな越冬地として示唆されている野付半島などでの調査研究を推進するとともに、町内外の関係者と連携して標津町のエゾシカ対策を推進していく。

### 《キツネ》

町内に生息する個体数は不明であるが、感染症予防の観点から市街地に生息する個体や人畜被害を及ぼした個体については、適時捕獲するとともに被害防除対策を推進していく。

### 《ハシブトカラス・ハシボソカラス》

町内に生息する個体数は不明であるが、農業被害や糞等による伝染病等を防ぐため、適時捕獲するとともに被害防除対策を推進していく。

### 《ドバト・キジバト》

町内に生息する個体数は不明であるが、農業被害や糞等による伝染病等を防ぐため、適時捕獲するとともに被害防除対策を推進していく。

### 《野犬》

町内に生息する個体数は不明であるが、狂犬病を始めとする伝染病予防の観点から、捕獲する。また、野犬の増加に繋がる畜犬の放し飼い等を防止するため、所有者に対する普及啓発及び指導を推進していくこととする。

### **《トド、アザラシ類》**

追払い対応及び駆除対応を実施し漁業被害の減少を図るとともに、町内外の関係者と連携し被害対策を実施していく。

### **《オオセグロカモメ》**

屋根等にナイロン糸等で営巣や利用できないよう、防除対策を推進する。

### **《アメリカミンク》**

特定外来生物に指定されていることから、生息状況を把握し、必要に応じて、捕獲対策を行う。

### **《アライグマ》**

特定外来生物に指定されていることから、生息状況を把握し、必要に応じて、捕獲対策を行う。

### **《エゾタヌキ》**

町内に生息する個体数は不明であるが、農業被害や糞等による伝染病等を防ぐため、適時捕獲するとともに被害防除対策を推進していく。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

#### **《標津アニマル・プロジェクトⅡ》**

標津町では、平成21年度からスタートした町内の野生鳥獣管理体制の再構築を柱とした標津アニマル・プロジェクトⅡ事業を中心として、町内外の関係者とともに連携していく。

#### **《ヒグマ》**

- ・標津町職員及び現場対応委託業者並びに標津町鳥獣被害実施隊等による出没確認及びパトロール等の初期対応及び追払い・有害駆除の実施。
- ・標津町有害獣（ヒグマ）駆除事業協力依頼要領に基づく北海道猟友会中標津支部標津部会によるヒグマ捕獲時における協力。

#### **《エゾシカ》**

- ・標津町鳥獣被害実施隊による銃猟による有害駆除の実施（4～10月）。
- ・標津町及び標津町農業協同組合等によるくくりわなによる有害駆除の実施（適時）。

### 《キツネ》

- ・標津町職員等による有害駆除の実施。（通年）

### 《ハシブトカラス・ハシボソカラス》

- ・標津町職員等による有害駆除の実施。（通年）
- ・標津町職員等による営巣の撤去及び雛の手取り有害駆除の実施。（通年）

### 《ドバト・キジバト》

- ・標津町職員等による有害駆除の実施。（通年）

### 《野犬》

- ・標津町職員等による有害駆除の実施。（通年）

### 《トド、アザラシ類》

- ・標津町及び標津漁業協同組合と連携した追払い・有害駆除の実施（11月～3月）。

### 《オオセグロカモメ》

- ・被害者への被害防除対策の指導及び普及啓発。

### 《アメリカミンク》

- ・標津町職員等による有害駆除の実施。（通年）

### 《アライグマ》

- ・標津町職員等による有害駆除の実施。（通年）

### 《エゾタヌキ》

- ・被害者への被害防除対策の指導及び普及啓発。
- ・標津町職員等による有害駆除の実施。（通年）

## （2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	エゾシカ	有害駆除の推進及び新たな捕獲方法の検討を推進していく。
	その他 の鳥獣	若手狩猟者の育成対策の実施とともに、周辺自治体との広域連携を推進し、体制整備を推進する。

令和4年度	エゾシカ	有害駆除の推進及び新たな捕獲方法の検討を推進していく。
	その他 の鳥獣	若手狩猟者の育成対策の実施とともに、周辺自治体との広域連携を推進し、体制整備を推進する。
令和5年度	エゾシカ	有害駆除の推進及び新たな捕獲方法の検討を推進していく。
	その他 の鳥獣	若手狩猟者の育成対策の実施とともに、周辺自治体との広域連携を推進し、体制整備を推進する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

##### 《エゾシカ》

前年度の捕獲頭数及び個体数調査結果等を参考するとともに、捕獲可能な頭数を定める。

##### 《他の鳥獣》

原則、捕獲目標頭数は設定しない。ただし、被害の状況に合わせ、適正な頭数を捕獲していくこととする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エゾシカ	狩猟 150頭 駆除 500頭	狩猟 150頭 駆除 500頭	狩猟 150頭 駆除 500頭

#### 捕獲等の取組内容

##### 《エゾシカ》

- ・銃猟による春季から秋季にかけて有害駆除を実施する。
- ・くくりわな等による有害駆除を適時実施する。

##### 《他の鳥獣》

- ・被害状況から判断し、適時有害駆除を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
標津町	エゾシカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度

(2) その他被害防止に関する取組

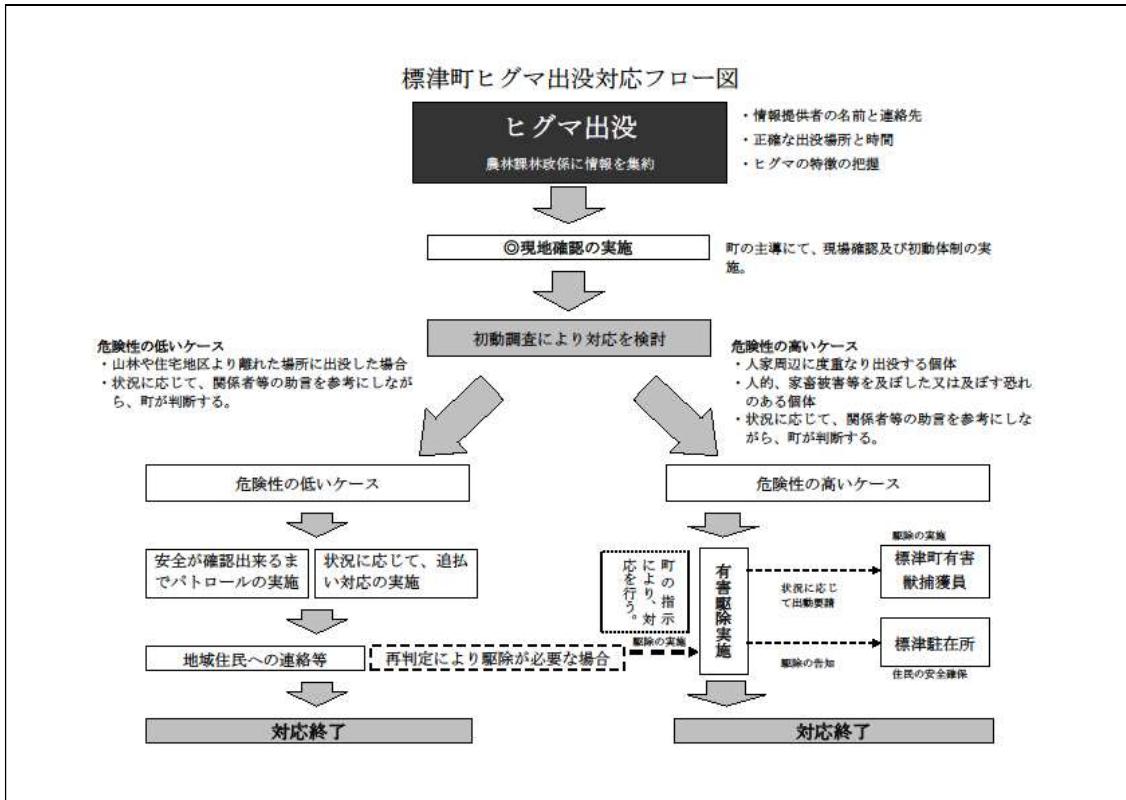
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～令和5年度	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害駆除の推進及び新たな捕獲方法の検討</li> </ul>
	全ての鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知床ヒグマ管理計画に基づく対策の推進</li> <li>・標津町ハンター育成計画に基づく若手狩猟者育成対策の推進</li> <li>・周辺自治体との広域連携の推進</li> <li>・関係機関との調査研究の推進</li> <li>・講演会等の開催による町民に対する普及啓発活動の推進</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
標津町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の統括及び調整</li> </ul>
標津町農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害の把握及び農業者等との調整</li> </ul>
標津漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業被害の把握及び漁業者等との調整</li> </ul>
標津町森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林被害の把握及び所有者等との調整</li> </ul>
北海道猟友会中標津支部標津部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣の生息情報等の提供</li> <li>・有害駆除におけるハンターの調整及び協力</li> </ul>
NPO法人南知床ヒグマ情報センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣の生息情報等の提供</li> <li>・町からの委託契約に基づく業務</li> </ul>

## (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

必要に応じ、捕獲個体から調査研究用のサンプル等を回収した後、町内焼却施設において焼却処理。サンプルは、北海道大学大学院獣医学研究科及び北海道環境科学研究センター等調査機関に送付する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	標津町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
標津町	・全体の統括及び調整等
標津町農業協同組合	・農業被害の把握及び農業者等との調整等
標津漁業協同組合	・漁業被害の把握及び漁業者等との調整等
標津町森林組合	・森林被害の把握及び所有者等との調整等
北海道猟友会中標津支部標津部会	・野生鳥獣の生息情報等の提供 ・有害駆除におけるハンターの調整及び協力
NPO法人南知床ヒグマ情報センター	・野生鳥獣の生息情報等の提供 ・町からの委託契約に基づく業務 ・調査研究等の推進及び専門的な見地からのアドバイス

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
根室振興局	・許認可及び鳥獣対策に関する指導及び情報提供 ・道指定鳥獣保護区等における管理及び調整等
根釧東部森林管理署	・国有林における管理及び調整等
環境省羅臼自然保護官事務所	・国指定鳥獣保護区における管理及び調整等
(独法) 北海道立総合環境機構 エネルギー・環境・地質研究所	・アドバイザー
(公財) 知床財団	・アドバイザー

### （3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年9月から設置済み。

町職員4名、猟友会員16名を任命した。その内、猟銃所持者は17名。

エゾシカ一斉有害駆除活動やヒグマ出没対応等において活動。

### （4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

標津町アニマル・プロジェクトを中心とし、町内外の関係者と連携し、標津町内の野生鳥獣対策を推進していくこととする。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。